

柳井市移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金交付要綱、やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金交付要綱及び山口県移住支援事業補助金（創業）交付要綱に基づき、東京圏から本市への移住促進を図るための移住就業等支援事業、地方就職学生支援事業を実施するに当たり、柳井市移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、別表第1に規定する条件不利地域以外の地域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市に住民登録することをいう。
- (4) マッチングサイト 山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(各事業の概要)

第3条 移住就業等支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりである。

(1) 移住就業等支援事業

山口県が行うマッチング支援事業、移住就業支援（専門人材）事業及び移住支援事業（創業）と連携し、東京23区内又は東京圏から転入し、就業又は創業に至った者に、補助金を交付する。

(2) 地方就職学生支援事業

東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了して、山口県の企業に就職する者が市内に転入する意思を有し、就職後継続的に居住する場合に、県内企業の選考面接に係る交通費（以下「交通費」という。）、県内企業への就職に係る本市への移転費（以下「移転費」という。）として、地方就職支援補助金を交付する。

(補助金の交付要件)

第4条 移住就業等支援事業及び地方就職学生支援事業の補助金交付要件について、次のとおり定める。

(1) 移住就業等支援事業

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において、次のアの要件を満たし、かつ、イ又はウの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては

エの要件を満たすものとする。

ア 移住に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内の通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和6年4月1日以降に本市に転入した者であること。
- b 補助金申請時において、世帯全員が転入後1年以内であること。
- c 補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 世帯全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 世帯全員が本市市税を滞納していないこと。
- d 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の市区町村が行う同様の補助金の交付を受けていないこと。ただし、その補助金を全額返還した場合並びに過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県及び本市が認める場合を除く。
- e その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

イ 就業に関する要件

次に掲げる（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア） 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が山口県内に所在すること。
- b 就業先が、山口県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- d 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- e 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（イ） 専門人材の場合

山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が山口県内に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して在職していること。
- c 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 創業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。

（イ）申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

エ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（イ）申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（ウ）申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の支給申請時において転入後1年以内であること。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 地方就職学生支援事業

補助対象者は、申請時において、次のア、イ、ウ、エ及びオに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上、大学院においては原則2年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、山口県内に所在する企業に就職することが内定している場合を対象とする。

(イ) 本市において地方就職支援補助金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 地方就職支援補助金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 本市に、地方就職支援補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に第2号ウの要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在する企業等に、第2号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する法人等ではないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

エ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 勤務地が本市からの通勤が可能な地域に限られること。

オ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条第1号の補助対象者は、柳井市移住支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の転入後の住民票（続柄の記載があるもの）
- (2) 世帯全員の戸籍の附票等、住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、対象エリアの住所の履歴を確認できる書類
- (3) 補助対象者の就業証明書（別記第2号様式）（第4条第1号ウの要件に該当する者を除く。）
- (4) 世帯全員の本市市税の滞納のないことの証明書
- (5) 本人確認書類（写真付き）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2号の補助対象者は、申請書に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 転入後の申請者の住民票（ただし、在学中に交通費の申請を行う場合は、転入後に提出）
- (2) 就職先企業による内定証明書（別記第3号様式）
- (3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）。ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆し、捺印（公印）すること。）
- (4) 交通費、移転費（内訳のわかるもの）の領収書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業・修了年度の複数月の公

共料金領収書等)

(6) 本人確認書類 (写真付き)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を柳井市移住支援事業費補助金交付決定通知書 (別記第4号様式) により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) からの柳井市移住支援事業費補助金交付請求書 (別記第5号様式) の提出による請求に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第9条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認める場合は、補助対象者に対して必要な報告を求め、又は事業が適正に実施されたかどうか等を確認するため、調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、柳井市移住支援事業費補助金返還請求書 (別記第6号様式) により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助事業の遂行に関し、市長から必要な報告又は前条の規定による求めに応じなかったとき。

ウ 補助金の申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満の間に市外へ転出 (市外で1年以内の研修等の後、再度、転入し、従来の就業先 (県内) で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。) したとき。

エ 就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。 (退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 第4条第1号ウ (ア) に規定する決定を取り消されたとき。

カ 第4条第2号の交付決定者が、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。

(2) 半額の返還

補助金の申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内の間に市外に転出したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(柳井市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 柳井市東京圏移住支援事業補助金交付要綱（令和元年12月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和6年3月31日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日以前に住民票を移した者に係る改正後の規定（第4条第2号を除く。）の適用については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表第1（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町及び鳩山町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町及び長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町及び湯河原町

別表第2（第5条関係）

補助対象者	
（1）補助金交付要綱に基づき実施する移住就業等支援事業の要件を満たす者	世帯での移住者 100万円 単身での移住者 60万円 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算
（2）補助金交付要綱に基づき実施する地方就職学生支援事業の要件を満たす者（ただし、交通費、移転費それぞれ一人1回を限度とする。）	交通費 2万円 ただし、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の2分の1にあたる額と、2万円のいずれか低い額 移転費 11万円 ただし、本市へ移住することを目的とした移転費のみ支給対象とし、その領収書の額が11万円に満たない場合は、当該領収書の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 移転費の支給対象の範囲については、本市が認めたもののみとする。